

平成16年(行ウ)第20号 八ツ場ダム費用支出差止等請求住民訴訟事件
原 告 柏 村 忠 志 外20名
被 告 茨城県知事 外1名

意 見 陳 述 書

2007(平成19)年7月18日

水戸地方裁判所民事第2部 御 中

原告ら訴訟代理人弁護士 谷 萩 陽 一

別紙資料に基づき意見陳述します。

八ッ場ダムの利水に関する再反論と補充

茨城住民訴訟弁護団

骨子

(1) 新「いばらき水のマスターplan」の水需要予測の下方修正によって、被告らは八ッ場ダム参加の不要性を自ら明らかにした。

(2) 被告らは水需要の実績と乖離した予測、すなわち、ダム計画に呪縛された水需要予測を行っている。

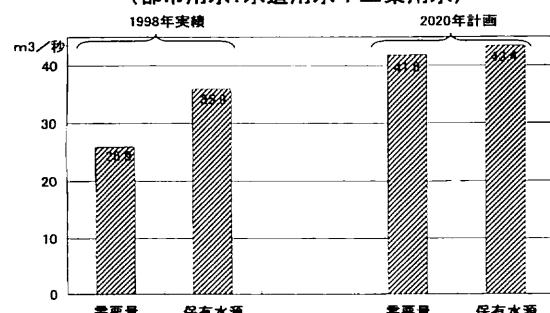
(1) 被告自らが示した八ッ場ダム参加の不要性

新「いばらき水のマスターplan」の水需要予測の下方修正
および新プランの欺瞞性

2002年3月策定の 「いばらき水のマスターplan」 (旧プラン)

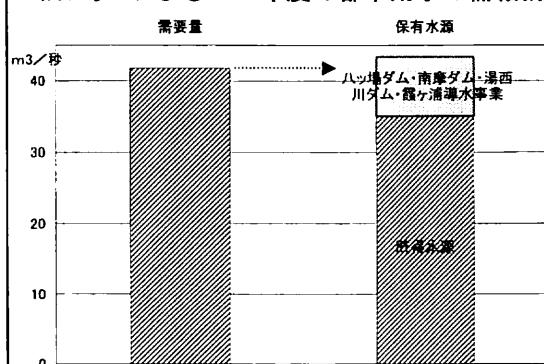
2003年度における八ッ場ダム基本計画の変更において茨城県知事が国土交通大臣に対して同意の意見を述べる際の根拠となつた水需給計画

旧プランによる都市用水の需給計画 (都市用水:水道用水+工業用水)



現状(1998年)は保有水源に十分な余裕があるが、需要量が大幅に増加するので、八ッ場ダム等に参加して保有水源を増やす必要があるという計画である。

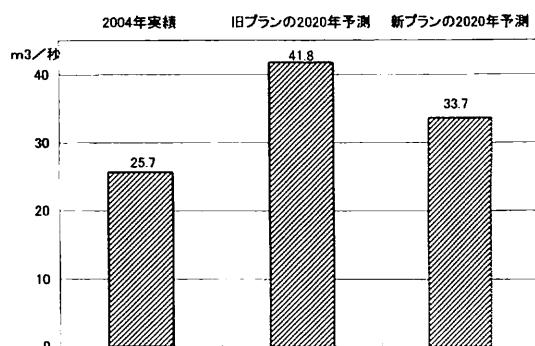
旧プランによる2020年度の都市用水の需給計画



**2007年3月策定の
「いばらき水のマスターplan」
(新プラン)**

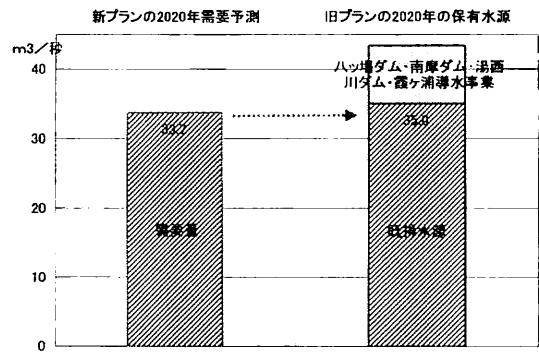
水需要予測を下方修正

旧プランと新プランによる都市用水の需要予測



8

2020年の都市用水の需要量と保有水源



9

**新プランの水需要予測の
下方修正によって**

**水需要予測の面からみれば、
ハッ場ダム等の水源開発に
参加する必要性がなくなった。**

10

**2007年3月策定の
「いばらき水のマスターplan」
(新プラン) の水需要予測の下方修正**

2003年度におけるハッ場ダム基本計画の変更において茨城県知事が国土交通大臣に対して同意の意見を述べる際の根拠となった水需給計画の妥当性を被告自らが否定した。

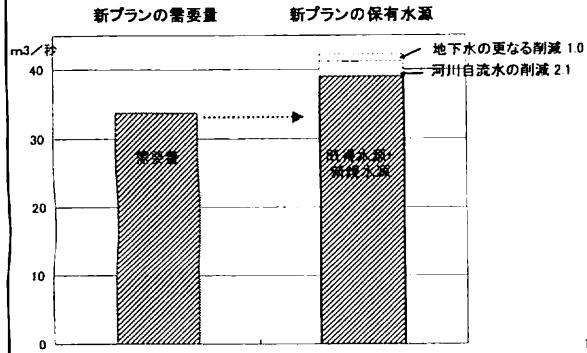
11

**ところが、新プランは策を弄し、
数字の辻褄合わせで
ハッ場ダム等への参加を継続**

- ① 既得水源のうち、自己水源(河川自流水と地下水)を減らす。
- ② 余剰水源を環境用水と危機管理用水として確保する。

12

新プランの数字の辻褄合わせ① 2020年の都市用水の需要量と保有水源



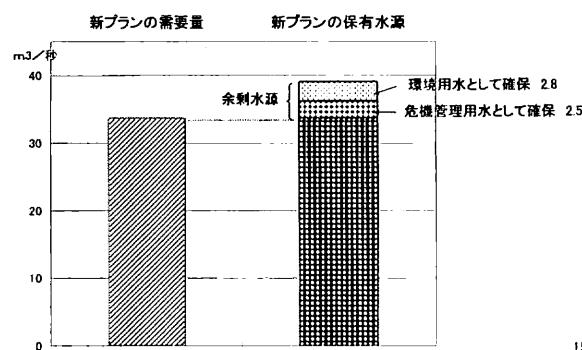
13

新プランの数字の辻褄合わせ① 自己水源(河川自流水と地下水)の削減

- 旧プランでは将来とも使えることにしていた河川自流水と地下水をなぜ新プランで減らさなければならないか？
- 旧プランと新プランにおいて河川自流水や地下水をめぐる状況は何も変わっていない。
- 数字の辻褄合わせのための削減である。

14

新プランの数字の辻褄合わせ② 2020年の都市用水の需要量と保有水源



15

新プランの数字の辻褄合わせ② 「環境用水として確保」は具体性がゼロ

- 膨大な費用が必要**
汚濁河川まで利根川等から導水管を敷設しなければならないし、取水施設も必要。
- 制度面でも無理**
水道や工業用水道に使うという前提でダム等の計画に参加しているから、用途変更は無理。

16

新プランの数字の辻褄合わせ② 「危機管理用水として確保」は現実的な有効性がない

余剰水源を抱えていても、それを異常渇水時に有効に役立てる手立てがない。

茨城県内に余分な貯水池を持つのではなく、利根川のダム等に茨城県が余分な水利権を抱えるという話である。

しかし、利根川水系ダムの貯水量は各都県共通のものであるから、茨城県が余分の水利権を抱えていても異常渇水時に茨城県はそれを使うことはできない。

17

新プランの欺瞞性

大量の余剰水源が生じて、ハッ場ダム等の参加の必要性がなくなった事実を覆い隠すために、

- 自己水源(河川自流水と地下水)を減らし、
- 残った余剰水源を環境用水と危機管理用水として確保することにする

という策を弄している。

18

(2) 水需要の実績と乖離した被告の水需要予測

ダム計画に呪縛された水需要予測

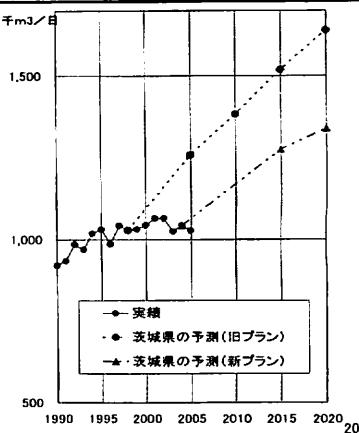
19

茨城県の水道の1日最大給水量

旧プランの予測と実績の乖離は凄まじい。

2005年度は23万m³/日も過大予測。

新プランも実績の傾向を無視した過大予測を行っている。

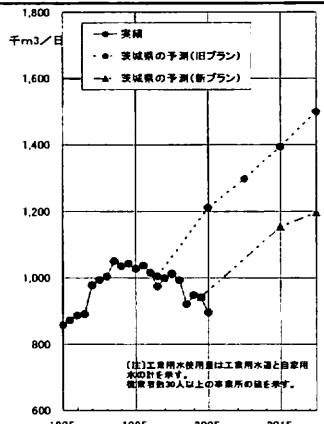


茨城県の工業用水の使用量

旧プランの予測と実績の乖離は凄まじい。

2005年は約30万m³/日も過大予測。

新プランも実績の傾向を無視した過大予測を行っている。



21

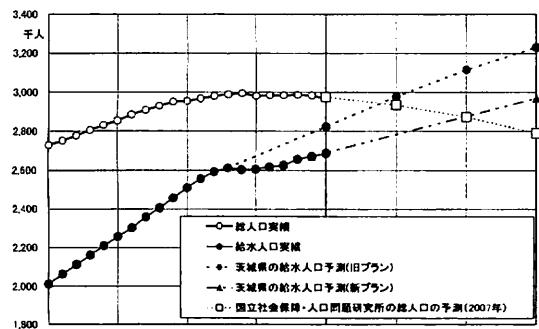
茨城県の水道用水の需要予測が実績と大きく乖離した理由

① 給水人口の予測が過大

② 1人あたり給水量の予測が過大

22

茨城県の総人口・給水人口の実績と予測



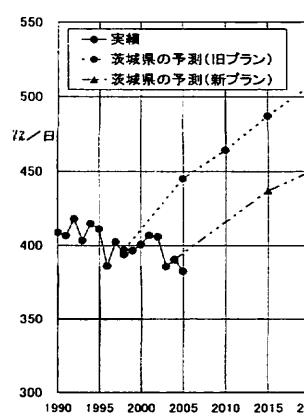
23

茨城県の水道の実績と予測

1人1日最大給水量

旧プランの予測は実績と大きく乖離し、2005年度は62%も過大予測。

新プランも実績の傾向を無視した過大予測を行っている。



24

茨城県はなぜ、実績と明らかに乖離した過大な水需要予測を行うのか

茨城県の水需給計画の策定の目的
ダム等の水源開発計画への参加の理由
をつくること

茨城県の水需給計画は、ダム計画に呪縛されたものになっている。

ダム計画の呪縛から解放された自治体の水需要予測

横浜市はかつては宮ヶ瀬ダム計画のために過大な水需要予測を行っていたが、
宮ヶ瀬ダムが2000年に完成し、
横浜市は新たなダム計画に参加する必要がなくなったので、
現在は比較的合理的な水需要予測を行っている。

横浜市の1人あたり家庭用水の予測

横浜市は、家庭用水の各用途ごとに増加要因と減少要因を取り出して科学的な予測を行っている。

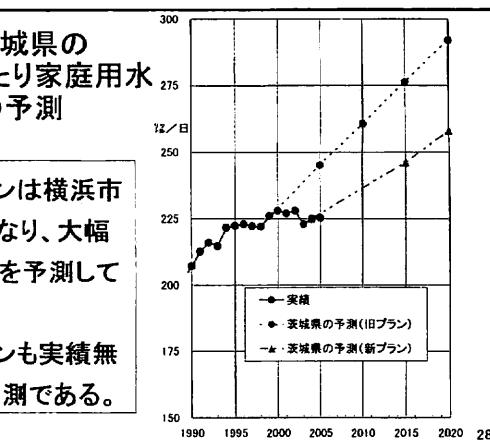
1人あたり家庭用水は今後減少すると予測している。

家事用水の用途別予測 〔注〕節水化率：(節水型モデル前提の使用水量)/(非節水型モデル前提の使用水量)

	実績(2002年度)	予測(2026年度)
洗濯用水	節水型全自動洗濯機の普及率	0.4%
	節水化率	0.987
風呂用水	24時間風呂の普及率	3.4%
	節水化率	1.000
炊事用水	食器洗浄機普及率	7.4%
	ディスポーザー普及率	6.2%
	節水化率	0.987
水洗便所用水	1回当たり使用水量 (節水型トイレの普及率)	13.1L
	節水化率	0.992
平均世帯人員		2.48人
1人1日家事用水		242L
		230L

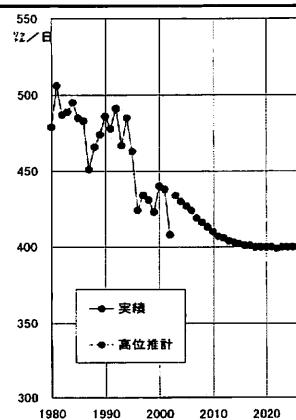
茨城県の1人あたり家庭用水の予測

旧プランは横浜市とは異なり、大幅な増加を予測している。
新プランも実績無視の予測である。



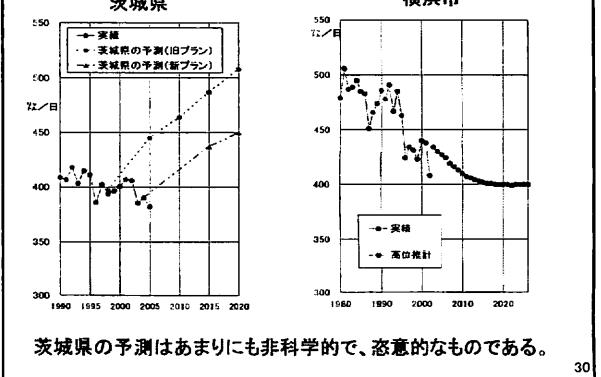
横浜市水道の1人1日最大給水量の予測

横浜市は科学的な解析を行った上で、実績の傾向を踏まえた予測を行っている。



1人1日最大給水量の予測

茨城県 横浜市



まとめ

以上のとおり、茨城県の水需要予測は、過去の水需要の実績や予測の前提となる諸要素に関する適正な情報を完全に無視したうえで恣意的に策定されたものであるから、同水需要予測に基づき実施されるハッ場ダム建設に関する費用の支出などが違法であるのは明らかである。